

## 特記仕様書

### (適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）の実施する「大野水源地ほか設備更新設計」（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「徳島県設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を準用する。
- 3 受注者は、契約図書、関係諸法規・指針並びに本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

### (業務の目的)

- 第2条 本業務は、次条に示す機場における設備更新工事に必要となる設計図書を作成することを目的とする。

### (業務箇所)

- 第3条 本業務箇所は、次の機場とする。

機場名	所在地	対象水量 (m <sup>3</sup> /日)
大野水源地	下大野町渡り上り	22,952
富岡加圧場	富岡町そうす谷	
下大野配水池	下大野町羽坂	
三谷圧力監視所	見能林町ふかんとふ	
西原水源地	那賀川町西原	3,505
西原圧力監視所	那賀川町上福井元畷	
花坂ポンプ場	新野町藤谷	93
花坂配水池	桑野町花坂	
山口加圧ポンプ場	山口町平野	37

### (業務計画書)

- 第4条 本業務を実施するにあたっては、契約締結後、速やかに設計書及び本特記仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、監督員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記事項を明記したものとする。

- ・業務工程計画
- ・業務組織計画
- ・連絡体制
- ・その他必要と認められる事項

(業務内容)

第5条 本業務の内容については、別添設計書のとおりとする。なお、内容等の変更については発注者との事前協議により定めることとする。

(1) 設計協議

本業務における打合せは、以下の3回を予定している。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ 1回
- 3) 成果納入時

なお、業務着手時および成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 設計概要

機場	設備種別	関連機場	設備名	設計内容
大野 水源地	受配電施設	大野水源地	蓄電池盤	老朽化による盤更新
			インバータ盤	老朽化による盤更新
			整流器盤	老朽化による盤更新
	自家発電施設	大野水源地	発電機盤	老朽化による盤更新
			自動始動盤	老朽化による盤更新
			始動用直流電源装置	老朽化による盤更新
			非常用発電機	老朽化による機器更新
	送信ポンプ施設	大野水源地	TM/TC盤	専用回線廃止に伴うテレメータ改修 老朽化による盤更新
		富岡加圧場	TM/TC盤	
		三谷圧力監視所	テレメータ盤	
下大野配水池		テレメータ盤		
西原 水源地	受配電施設	西原水源地	高圧受電盤	老朽化による盤更新
	自家発電施設	西原水源地	非常用発電機	老朽化による機器更新
	送信ポンプ施設	西原水源地	計装盤	専用回線廃止に伴うテレメータ改修
		西原圧力監視所	計装盤	老朽化による盤更新
			残塩計盤	老朽化による盤更新
花坂 ポンプ場	ポンプ施設	花坂ポンプ場	操作盤	専用回線廃止に伴うテレメータ改修
		花坂配水池	操作盤	
山口加圧 ポンプ場	ポンプ施設	山口加圧ポンプ場	加圧タンク	老朽化による機器更新

(関係機関との協議)

第6条 本業務遂行のため関係機関との協議・調整が必要な場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

(成果品)

第7条 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・成果報告書（A4版） 2部
- ・同原稿（電子媒体） 2部
- ・その他監督員が指示するもの

(疑義)

第8条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

[準拠すべき図書]

業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

発行	名称
日本水道協会	水道施設設計指針・解説
その他	電気規格調査会標準規格（JEC） 日本工業規格（JIS） 日本標準規格（JES） 日本電気工業会規格（JEM） 電子機械工業会規格（CES）